

随意契約理由書

担 当 課
高齢者福祉課

契約内容	契約件名	館山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務
	業務概要	「第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（計画期間：令和6年度～8年度）を策定するに当たり、本市において策定している他の計画や国・県の指針、制度改正等との整合を図りながら、本市の実態に即した計画の策定支援を行う。
	契約金額	金8,030,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和4年10月20日
	契約期間	令和4年10月20日 ～ 令和6年3月29日
	契約の相手	東京都江東区新木場1-18-11 株式会社ぎょうせい 東京支社
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>本業務にあたっては、本市の現状や課題、市民の高齢者福祉・保健・介護保険制度に関するニーズ等を的確に捉えつつ、市の総合計画や国の指針等とも整合を図りつつ、中長期的な視点に立ち、本市の実態に即した「第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するために豊富な経験と高い専門知識を有する事業者を選定することが必要なことから、「公募型プロポーザル方式」を採用した。</p> <p>公募により2者から企画提案があり、審査会において委託先として最適であると評価された上記事業者に業務を委託するものである。</p>		